

これまでの経緯

平成23年 6月 **改正PFI法** (公布)
・ **コンセッション制度の導入** (11月施行)

平成23年 7月 「**空港運営のあり方に関する検討会**」 (国交省) 報告書
・ **国管理空港 (27空港) について、民間への運営委託の方針**

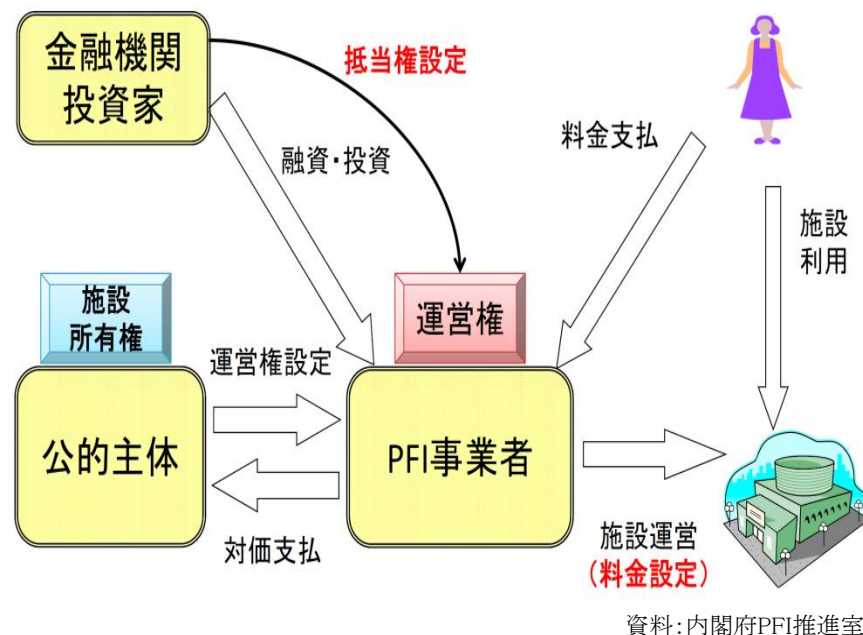
平成25年 6月 **公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン**
・ **公共施設等運営事業の環境整備**
(運営権対価など運営事業の基本的考え方 他)

平成25年 6月 **PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン**
・ 今後10年間 (平成25~34年) で12兆円規模
→うち、**コンセッション事業の規模を2~3兆円と設定**
(空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等)

平成25年 7月 **民活空港運営法** (施行)
・ **国管理空港等のコンセッション制度を活用するための関係法律の特例措置**

平成25年11月 **民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針**
・ 民間による国管理空港等の運営等に関する基本的な事項
平成25年11月 **仙台空港特定運営事業基本スキーム (案)**
・ 本事業実施の素案として国が公表

平成26年度以降
仙台空港はじめ、国管理空港で、準備の整った空港について**順次、公告**



提言の概要

運営権者の収益機会の確保

幅広い民間資金の流入の促進

官民の適切なリスク分担に基づく事業リスクの明確化

1. 事業公告段階

- (1) 空港用地内の運営権者の自主事業の原則自由化
- (2) 空港用地外の一定条件を満たした運営権者の事業の容認
- (3) 空港機能施設 (民間施設) の運営権者による所有 → 自由な設備の増設等新規投資の推進
償却期間の特例措置 → 事業期間後期の新規資本的支出の促進
- (4) 民間投資への課税等の優遇措置 (二重課税の回避)
- (5) 失格要件としての指名停止措置の排除

2. 事業者選定段階

- (1) 運営権等対価に係る最低提案価格の早期事前公表
- (2) 運営権等の対価の柔軟な支払方法の導入 (案件に応じて分割払いやプロフィットシェア等を容認)
- (3) 地方自治体の関与・役割の明確化

3. 事業契約・実施段階

- (1) 国職員派遣等に係る職種、人数、期間等についての運営権者との柔軟な協議
- (2) 保険で対応できない不可抗力による損害への国による対応及び不可抗力による契約解除の場合における運営権対価の返還
- (3) 運営権者による利用料金の原則自由な設定及び値上げ幅の制限を設ける場合の合理的かつ明確な基準の事前決定
- (4) 事業譲渡・持分譲渡の原則自由化
- (5) 国及び空港機能施設事業者による適正な瑕疵担保責任の負担

4. 事業終了段階

- (1) 期間満了時の施設等の買取り、雇用の引継ぎ等の方針の明確化
- (2) 契約解除による損害賠償の内容、金額の事前の明確化